

社会福祉法人江南市社会福祉協議会 虐待防止対応規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人江南市社会福祉協議会(以下、「本会」とする)が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、本会職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる疑いのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他該当利用者から不当な財産上の利益を得ること。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第3条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、本会に虐待防止対応責任者を置く。
2 虐待防止対応責任者は、本会会長が任命するものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第4条 虐待防止対応責任者の虐待解決に係る職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待通報受付内容の虐待通報者・被虐待者等への報告。
- (2) 虐待内容及び原因、解決策の検討。
- (3) 虐待防止のための被虐待者等との話し合い。
- (4) 虐待原因や改善状況の被虐待者等への報告。

- (5) 江南市への報告。
- (6) 本会会長への報告。

(虐待防止受付担当者)

- 第5条 利用者が虐待通報を行いやすくするため、本会に虐待防止受付担当者を置く。
- 2 虐待防止受付担当者は、虐待防止対応責任者が若干名を任命する。
 - 3 本会職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合は虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
 - 4 前項により虐待の通報を受けた本会職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第6条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付。
- (2) 本会職員からの虐待通報受付。
- (3) 虐待内容、被虐待者等の意向の確認と記録。
- (4) 虐待内容の虐待防止対応責任者への報告。
- (5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告。

第3章 虐待防止

(利用者に対する虐待の防止)

第7条 本会職員は利用者に対し虐待をしてはならない。

(虐待の報告)

第8条 本会職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に報告しなければならない。

(虐待防止委員会の設置)

第9条 本会会長は、本会における虐待防止を図るため、別に要綱で定める社会福祉法人江南市社会福祉協議会虐待防止委員会(以下、「委員会」とする)を設置しなければならない。

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待防止のための研修体制)

第11条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な本会職員の研修を行わなければならない。

2 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも本会職員を積極的に参加させるよう努めることとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第12条 虐待防止対応責任者は、障害者及び高齢者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を本人及びその家族等に啓発する。

(身体拘束等の防止・適正化)

第13条 虐待防止対応責任者は、本会における身体拘束等の防止を図らなければならない。身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の適正化のために以下を記録し、対策のために委員会でも年2回以上検討しなければならない。

- (1) 身体拘束等の様態・時間、利用者の心身の状況。
- (2) 身体拘束等を行わざるを得ない緊急やむを得ない理由。
- (3) その他必要な事項。

第4章 虐待解決

(虐待通報の受付)

第14条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書^{※様式①}」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待の通報を受けた本会職員及び虐待防止受付担当者はその内容を「虐待通報受付票^{※様式②}」に記録する。

(虐待の報告・確認)

第15条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止対応責任者に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた虐待防止対応責任者は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書^{※様式③}」によって、虐待通報者・被虐待者等に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。

4 利用者への虐待及びその疑いがある場合は、虐待防止対応責任者が江南市担当窓口へ通報

する。

(虐待解決に向けた協議)

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、被虐待者等との話し合いを実施する。ただし、被虐待者等が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 4 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書※様式④」により記録し、虐待防止対応責任者と被虐待者等で確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第17条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、被虐待者等に改善を約束した事項について、被虐待者等に対して別に定める「改善結果(状況)報告書※様式⑤」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、被虐待者等が満足する解決が図られなかった場合には、江南市の苦情相談窓口、又は愛知県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等を紹介し、協力を求めることとする。

(解決結果の公表)

第18条 本会のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

- 2 本会会長は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況等を別に定める「虐待受付および解決状況報告書※様式⑥」により理事会及び評議員会に報告する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。